

京都府立医科大学学友会会員の皆様へ

勤務医師賠償責任保険制度のご案内

(医師賠償責任保険)



医師賠償責任保険

20%
割引 *1

*1 団体割引20%が適用されます。

©東京海上日動

保険期間

2026年 4月 1日 午後4時から
2027年 4月 1日 午後4時まで

募集期間

2026年 3月 10日 まで

お問い合わせはこちらまで

代理店

有限会社 橘井会
TEL: 075-231-0067

受付時間 平日 午前10時～午後4時(年末・年始を除く)

【ご加入内容に関するお知らせ】 現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット・加入依頼書等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

引受保険会社： 東京海上日動火災保険株式会社

保険の対象となる方(被保険者)について

1. ご加入者(この保険に加入のお申込みをいただける方)

京都府立医科大学学友会の会員

2. 保険の対象となる方(被保険者)について

京都府立医科大学学友会の会員である勤務医師(ご加入者)

※加入依頼書等に記載の「保険の対象となる方(被保険者)」欄にお名前を記載された方をいいます。

！ご注意

- 京都府立医科大学学友会の会員以外の方は、この保険に加入することができません。
- 個人立の病院・診療所の開設者の方は、この保険に加入することができません。
- ご加入後、加入内容変更や脱退(開業した場合等)を行う際には、変更日・脱退日より前に代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- 発生した損害につき被保険者が他者に対し損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、引受保険会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、引受保険会社はそれら債権を代位取得し求償を行うことがあります。医師賠償責任保険においては被保険者の使用人その他業務の補助者に対する代位求償については、これらの者が賠償責任保険に加入している場合またはこれらの者の故意による事故である場合に限り、引受保険会社がこれらの方へ求償することがあります。

！開業を予定されている先生方へのご注意

本保険は医療事故における勤務医師個人としての法律上の賠償責任を補償する保険契約です。勤務医師の方が開業される場合は契約内容の変更手続きが必要ですので事前に代理店または引受保険会社まで必ずご連絡ください。

医療法人を設立し、法人立の病院・診療所を開設される場合、開業前に行った医療業務に起因する医師個人の賠償責任に備えるには、引き続き勤務医医師向けの保険への加入が必要です。詳しくは代理店へお問い合わせください。

医師賠償責任保険(医師特別約款)

被保険者(ご加入の先生)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務に起因する患者の身体・生命の障害が、保険期間中に発見^{*1}され、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

*1 被保険者が事故^{*2}を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。

*2 医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。

例えば…



診断を誤ったため、患者の症状が悪化した。



手術ミスにより、患者が重篤な後遺症を負った。

医師賠償責任保険のPOINT

■医療業務中の事故を補償します。

医療業務によって患者の身体に障害(死亡を含みます。)を与えてしまった場合に補償します。

■出張診療中も対象！

出張診療中に起こした医療事故も対象となります。

■指揮・監督責任を問われた場合も補償！

直接指揮監督下にある看護師等が行った医療業務による事故で、その指揮・監督責任を問われた場合も補償します。

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

ご注意ください！

病院と勤務医師(研修医を含む)が連名で訴えられた場合、勤務医師個人の責任が問われる部分については病院が加入する一般的な保険では補償されません！勤務医師個人での勤務医医師向けの保険加入が必要です。

支払限度額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%

一般勤務医師

		1タイプ	2タイプ	3タイプ	4タイプ	5タイプ	8タイプ
支払限度額	1事故	100万円	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	3億円
	保険期間中	300万円	9,000万円	1億5,000万円	3億円	6億円	9億円
	保険料(一時払)	4,010円	24,000円	28,800円	40,660円	51,570円	62,480円

歯科勤務医師

		6タイプ	7タイプ
支払限度額	1事故	5,000万円	1億円
	保険期間中	1億5,000万円	3億円
	保険料(一時払)	4,290円	5,410円

※免責金額(自己負担額)は設定しません。

※日本医師会A①・②会員の先生は、既に日本医師会医師賠償責任保険にご加入されていますので、1タイプのみご加入になれます。

※個人立の病院・診療所の開設者の方は、この保険に加入することができません。

事故例

■ 事例 1

心臓カテーテル検査後に感染性心内膜炎及び脳動脈瘤破裂が生じて重度の後遺障害が残存した事案について、担当医師の感染性心内膜炎の検査・診断・治療義務違反の過失を認め、1億4983万円が認容された。

出典：判例タイムズNO.1160 185頁

■ 事例 2

帝王切開術後に腹腔内出血が進行し、救急搬送の遅れにより重度の脳障害が残存した事案について、担当医師らの搬送義務違反の過失と因果関係が認められ、2億2271万円が認容された。

出典：医療訴訟ケースファイルVol.1 249頁

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

■ 医師賠償責任保険 補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「支払限度額・保険料表」等をご確認ください。

医師賠償責任保険

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p>被保険者またはその使用人その他の被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務の遂行に起因して発生した患者の身体・生命の障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いするのは、患者の身体・生命の障害が保険期間中に発見*1された場合に限ります。</p> <p>*1 被保険者が患者の身体・生命の障害を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。</p>	<p>1. この保険では、被保険者が負担する次の損害賠償金や諸費用に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。</p> <p>① 法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>② 争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)</p> <p>③ 損害防止軽減費用 事故*1が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④ 緊急措置費用 事故*1が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤ 協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>*1 医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。</p> <p>2. 保険金のお支払い方法は次のとおりです。</p> <p>上記①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額 ÷ 損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none">・保険契約者または被保険者の故意・地震、噴火、洪水、津波または高潮・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議・被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された賠償責任・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任・被保険者と同居する親族に対する賠償責任・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任・排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任・被保険者が業務を行う施設もしくは設備、航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任・名譽を損または秘密漏えいに起因する賠償責任・美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任・医療の結果を保証することにより加重された賠償責任・所定の免許を有しない者(所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。)が遂行した医療行為に起因する賠償責任・日本国外で行われた医療業務に起因する賠償責任 <p>等</p>

医師賠償責任保険 ご注意事項

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。また、引受保険会社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

医師賠償責任保険 ご注意事項

ご加入の際のご注意

●告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故・事由について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●通知義務

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

●他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●保険料の決定の仕組み

保険料は加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

●保険料の払込方法

払込方法・払込回数についてはパンフレット等をご確認ください。

●保険料の一括込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者ご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分 * 1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分 * 1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分 * 1を解除することがありますのでご注意ください。

* 1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

●加入者票

ご加入後、1か月経過しても加入者票が届かない場合は、代理店、または引受保険会社にお問い合わせください。加入者票が到着するまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

●代理店の業務

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返り金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人 * 1またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきことされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

* 1 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

●ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。

以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合

・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

※このパンフレットは医師賠償責任保険の概要を紹介したものです。詳細は、引受保険会社から契約者である団体の代表者の方にお渡してあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。なお、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他ご不明な点等がありましたら代理店または引受保険会社にご照会ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前 9時 15分～午後 5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

お申込み方法

「ご注意事項」を必ずご確認ください。

募集期間		2026年3月10日まで
保険料の払込方法		ご指定の口座より2026年6月29日に引き落とします(一時払)。
新規ご加入の方		新規ご加入をご希望の方は、代理店橋井会までお問い合わせください。
現在ご加入の方	変更を希望される方	タイプ変更や住所変更などの変更手続きをご希望の方や更新を希望されない方は、代理店橋井会までお問い合わせください。
	前年同等プランで更新される方	今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です(自動更新になります。)*1
随時加入OK!	上記募集期間終了後の取扱い	新規加入・加入内容変更の受付を随時させていただきます。 詳しくは下記までお問い合わせください。

■この保険は、京都府立医科大学学友会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として京都府立医科大学学友会が有します。

* 1 <ご注意> 現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

《お問い合わせ先》

代理店

有限会社 橋井会

住所 : 〒602-0855 京都府京都市上京区西三本木通荒神口下る上生洲町197-1

TEL : 075-231-0067 (受付時間 : 平日午前10時~午後4時)

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 京都本部 京都開発課

TEL : 075-241-1156 (受付時間 : 平日午前9時~午後5時)

《事故時の連絡先》

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 京都損害サービス部 火災新種損害サービス部

TEL : 075-241-1169 (受付時間 : 平日午前9時~午後5時)